

事務連絡  
令和2年4月21日

各地方公共団体  
地域再生御担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請について（第56回及び第57回地域再生計画認定申請受付）（通知）

要旨

- 1 第56回及び第57回地域再生計画の認定申請において、企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請についての事前相談及び認定申請を受け付けます。
- 2 第56回認定の概要は次のとおりです。
  - ・ 事前相談を4月21日（火）から5月11日（月）まで受け付けます。
  - ・ 認定申請を5月18日（月）から5月22日（金）まで受け付けます。
  - ・ 認定は7月上旬を予定しています。
  - ・ 認定の対象は、下記3以外の地域再生計画です。
- 3 第57回認定の概要は次のとおりです。
  - ・ 事前相談を4月21日（火）から5月22日（金）まで受け付けます。
  - ・ 認定申請を6月8日（月）から6月12日（金）まで受け付けます。
  - ・ 認定は8月下旬を予定しています。
  - ・ 認定の対象は、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と併用する地域再生計画のうち、併用する交付金事業が今回の募集で申請する新規事業であるもの又は交付金の実施計画若しくは施設整備計画の変更を要するものです。

「第55回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）」から、一部の内容を修正しておりますが、重複する記述を整理したものであり、申請の方法や計画に記載すべき事項等を変更するものではありません。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（同法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）に係る事前相談及び認定申請受付を下記のとおり行いますので、通知します。

企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、下記を御確認の上、対応願います。

なお、企業版ふるさと納税を活用する事業に係るもの以外の地域再生計画の認定申請については、「第56回及び第57回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）（令和2年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）」又は「地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第57回地域再生計画認定申請受付）（通知）（令和2年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）」を御参照ください。

## 記

### 1 受付を行う地域再生計画

#### (1) 第56回認定（5月認定申請）

第56回認定では、企業版ふるさと納税のみを活用する事業に係る地域再生計画、企業版ふるさと納税と地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金を併用する事業に係る地域再生計画のうち、併用する交付金事業が新規事業でない地域再生計画又は交付金の実施計画若しくは施設整備計画の変更を要しない地域再生計画の認定申請のみを受け付けます。

#### (2) 第57回認定（6月認定申請）

第57回認定では、企業版ふるさと納税と地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金を併用する地域再生計画のうち、併用する交付金事業が新規事業であるもの又は交付金の実施計画若しくは施設設備計画の変更を要するものの認定申請を受け付けます。特段の事情があれば、(1)についても認定申請を受け付けます。

#### (3) 支援措置を活用する事業が複数ある場合の地域再生計画の取扱い

地域再生計画は、原則として、実施する事業ごとにそれぞれ作成いただく必要がありますが、支援措置を活用する事業が複数ある場合で、その支援措置を活用する事業が相互に密接に関連するときは、複数の事業を同一

の地域再生計画に記載することが可能です。複数の事業を同一の地域再生計画に記載しようとする場合は、内閣府地方創生推進事務局までお問い合わせください。

#### (4) 併用事業に係る地域再生計画の認定申請の取扱いについて

併用事業のうち、同一の地域再生計画に地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税を記載するものについては、第55回認定において認定（変更認定）を受けた同一の地域再生計画に記載する併用事業に係る地域再生計画の変更認定申請又は地方創生推進交付金若しくは地方創生拠点整備交付金のみを活用する事業を併用事業とするために同一の地域再生計画に企業版ふるさと納税を併記する変更認定申請のみが可能です。

なお、併用事業に係る地域再生計画の認定申請を行う場合は、別紙フロー図を御参照ください。

#### (5) 地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に寄附を充てることができる補助金・交付金の取扱いについて

地方財政措置を伴う国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として企業版ふるさと納税に係る寄附を充てることができません。ただし、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及び地方大学・地域産業創生交付金の対象となる事業をはじめ、地方創生に関連する国の補助金・交付金（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第7版）＜認定申請編＞別紙参照）の地方負担分については、企業版ふるさと納税に係る寄附を充てることが可能です。

この一覧表には、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等、令和2年度補正予算（第1号）で措置されることになる国の補助金や交付金が掲載されていませんが、必要に応じ、更新する予定です。更新された一覧表については、随時、地方創生ホットラインにより送付いたします。

## 2 事前相談

認定申請に先立ち、認定回ごとに、次のとおり事前相談を受け付けます。事前相談に際しては、(3)に掲げる書類の提出により行っていただきますが、事業化の検討段階にある等の事情により当該書類が提出できない場合においては、必ずしも全ての書類の提出を求めるものではありません。

なお、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）活用する場合は事前相談が必須となりますので、御注意ください※。

※ 事前相談を経ずに認定申請が行われた場合は、当該認定申請を受け付けることができない場合があります。

### (1) 事前相談期間

認定回ごとの事前相談の期間は、次のとおりです。

#### [認定回ごとの事前相談の有無等]

認定回	事前相談期間
第56回	令和2年4月21日（火）～令和2年5月11日（月）17時
第57回	令和2年4月21日（火）～令和2年5月22日（金）17時

### (2) 地域再生計画の作成等

事前相談に先立ち、地域再生計画を作成し、又は変更してください。

企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の作成又は変更  
に当たっては、本事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）  
（令和2年4月21日一部改正）及び（各論）（令和2年4月21日一部改  
正）等を御覧ください。

また、次に掲げる支援措置を活用する場合は、それぞれ定める別添を必  
ず御参照ください。

- 企業版ふるさと納税のみを活用する場合 . . . . . **別添2**
- 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納  
税を併用する場合（第55回で認定（変更認定）を受けた併用事業又は地  
方創生推進交付金のみを活用する事業を併用事業とするために、同一の  
地域再生計画に企業版ふるさと納税を併記する変更のみ） . . **別添3**

なお、前回認定回（第55回）から、企業版ふるさと納税を活用する事業  
については、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業  
であること等が確認できる程度の記載（企業版ふるさと納税を活用する  
事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合するこ  
とが明らかである程度に特定した記載）で足りることとしています（大  
括り化）。これに伴い、企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域  
再生計画については、原則1 地方公共団体につき1 計画の作成で足りる  
こととなります。他方、第55回に認定（変更認定）を受けた地域再生計  
画に係る事業を継続する場合等は、当該認定を受けた地域再生計画を  
変更することも可能です。

### (3) 事前相談の方法

事前相談は、アに掲げる提出データをそれぞれ定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。

**提出データの様式は、認定回及び活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。**

なお、地域再生計画を変更する場合であっても、事前相談が必要な支援措置に係る地域再生計画については、軽微な変更（「4 軽微な変更の報告について」及び地域再生計画認定申請マニュアル（総論）10ページ御参照）を除き、事前相談を行ってください。

#### ア 事前相談に係る提出データ等

認定回	支援措置	提出データ	様式	提出先
第56回 及び 第57回 共通	・企業版ふるさと納税のみ	地域再生計画	申請様式03 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。)	e.nintei.c 3s@cao.go. jp 及び kigyou-furusato@cas. go.jp
		(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
		企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式07	
		地方版総合戦略全文 ※2※3	貴団体作成のもの	
・併用事業のうち <u>同一の地域再生計画に記載するもの</u> ※4		地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。	e.nintei.c 3s@cao.go. jp 及び kigyou-furusato@cas. go.jp
		変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
		企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式07	
		地方版総合戦略の該当箇所抜粋※2	貴団体作成のもの	

		地方創生推進交付金 実施計画又は地方創 生拠点整備交付金施 設整備計画	今回申請するもの	
--	--	--	----------	--

- ※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイルのことを指します。
- ※2 変更認定申請の場合は、当該書類に変更がある場合のみ提出してください。
- ※3 新規認定申請（個別事業に係る地域再生計画）の場合は、地方版総合戦略の該当箇所を抜粋して提出してください。
- ※4 第55回認定において認定（変更認定）を受けた同一の地域再生計画に記載する併用事業に係るもの又は地方創生推進交付金のみを活用する事業を併用事業とするために同一の地域再生計画に企業版ふるさと納税を併記するものに限ります。

#### イ メール件名

事前相談のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

[メール件名]

認定回	支援措置名	申請区分	メール件名
第56回	企業版ふるさと納税のみ	新規	【事前相談】【応援税制（新規）】（〇〇県〇〇市）第56回地域再生計画
		変更	【事前相談】【応援税制（変更）】（〇〇県〇〇市）第56回地域再生計画
	変更	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用	【事前相談】【併用（変更）】（〇〇県〇〇市）第56回地域再生計画
第57回	企業版ふるさと納税のみ	新規	【事前相談】【応援税制（新規）】（〇〇県〇〇市）第57回地域再生計画
		変更	【事前相談】【応援税制（変更）】（〇〇県〇〇市）第57回地域再生計画

	地方創生推進交付金 又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用	変更	【事前相談】【併用（変更）】（〇〇県〇〇市）第57回地域再生計画
--	---	----	----------------------------------

（注）ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

（例） 2分割する場合

【事前相談】【応援税制（新規）】（〇〇県〇〇市）第56回地域再生計画<1/2>

#### (4) 事前相談に当たっての留意事項

##### ア データ送付方法

ファイル転送サービスについては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

### 3 認定申請

認定回ごとに、認定申請を、次のとおり受け付けます。

地域再生計画を変更する場合は、軽微な変更（「4 軽微な変更の報告について」及び地域再生計画認定申請マニュアル（総論）10ページ御参照）を除き、変更認定申請を行ってください。

なお、活用する支援措置によっては認定回が異なりますので、御注意ください。

#### (1) 認定申請受付期間

認定回	認定申請受付期間	認定時期
第56回	令和2年5月18日（月）～令和2年5月22日（金）17時	7月上旬
第57回	令和2年6月8日（月）～令和2年6月12日（金）17時	8月下旬

※ ただし、今回の認定申請受付においては、新型コロナウイルス関係の対応等のため、上記期限どおりの対応が困難となる団体もいらっしゃるかと存じます。その際は、何らかの弾力的な対応を検討させていただきますので、事前に下記問い合わせ先まで御相談ください。

## (2) 地域再生計画の作成等

2の(2) 御参照

## (3) 認定申請の方法

認定申請は、(1)の期間中に、アに掲げる申請書類のデータをそれぞれ定める申請先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。ただし、認定申請書については、押印済PDFデータを提出先メールアドレスに送付した上で、原本を別途下記郵送先まで郵送してください。

なお、活用する支援措置によってはアに掲げる書類のほかに提出が必要となる書類がある場合がありますので、地域再生法施行規則第1条及び地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等を必ず御確認ください。また、地域再生計画の作成又は変更に当たり、地域再生法第12条第1項の規定に基づき地域再生協議会を組織し協議を行ったときは、当該協議の概要が添付書類として必要です。詳細は、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）31ページ及び（各論）並びに各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を御確認ください。

申請様式は認定回及び活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

### <押印済認定申請書原本の郵送先>

地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書については、申請書原本を次の宛先へ郵送してください（簡易書留等、配達記録が確認できる方法を御利用ください。）。

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階  
内閣府地方創生推進事務局（地域再生計画認定担当）

- ・封筒に「地域再生計画申請書在中」と朱書してください。
- ・認定申請書原本以外の書類の同封は不要です。

## ア 認定申請における申請書類等

認定回	支援措置	申請書類	様式	提出先等
第56回 及び 第57回 共通	・企業版ふるさと納税のみ	基礎データ表ver. 29	申請様式01	e.nintei.c 3s@cao.go. jp 及び kigyou-fur usato@cas. go.jp
		地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
		地域再生計画	申請様式03 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。)	
		(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
		(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図※2	申請様式04	
		工程表※2	申請様式05	
		地方版総合戦略全文※2※3	貴団体作成のもの	
		企業版ふるさと納税チェックシート	申請様式07	
・併用事業のうち <u>同一の地域再生計画に記載</u> する場合※4		基礎データ表ver. 29	申請様式01	e.nintei.c 3s@cao.go. jp 及び kigyou-fur usato@cas. go.jp
		地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_02	
		地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。	
		変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
		(区域の特定が困難な	申請様式04	

		場合のみ) 区域の付近見取図※2	
		工程表※2	申請様式05
		地方版総合戦略該当箇所抜粋※2	貴団体作成のもの
		企業版ふるさと納税チェックシート	申請様式07
		地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備施設整備計画	今回申請するもの

- ※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル
- ※2 変更認定申請の場合は、当該書類に変更がある場合にのみ提出してください。
- ※3 新規認定申請（個別事業に係る地域再生計画）の場合は、地方版総合戦略の該当箇所を抜粋して提出してください。

- ※4 第55回認定において認定（変更認定）を受けた同一の地域再生計画に記載する併用事業に係る地域再生計画の変更認定申請又は地方創生推進交付金のみを活用する事業を併用事業とするために同一の地域再生計画に企業版ふるさと納税を併記する変更認定申請のみが可能

(注) 新規事業について又は企業版ふるさと納税のみを活用する事業について地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金との併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成していただきます。この場合において、交付金活用部分については「第56回及び第57回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）（令和2年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）」及び「地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第57回地域再生計画認定申請受付）（通知）（令和2年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）」を御確認いただき、認定申請を実施してください。

#### (4) 認定申請に当たっての留意事項

##### ア 作成主体が複数（共同申請）の場合

複数の地方公共団体で共同申請を行う場合は、代表団体でとりまとめた上、地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書を連名で作成し、代表団体がその他の認定申請書等と合わせて送付してください。

## イ データ送付方法

2の(4)のア 御参照

## ウ 基礎データ表

基礎データ表は、ファイル名称に「ver.29」と記載してある最新のものを使用してください（それ以前のものを受け付けることができません。）。

また、基礎データ表の記載事項の一部は、認定後に内閣府のホームページ等で公開されますので、内容に誤りのないよう御留意ください。

## 4 軽微な変更の報告について

地域再生法施行規則第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微な変更について、地域再生計画認定申請マニュアルに基づく軽微な変更の報告は別途事務連絡にて通知します。

### ※ 軽微な変更とは

地方創生推進交付金事業の総事業費の2割以内の増減や、地域の名称又は地番の変更に伴う範囲の変更、地方創生推進交付金事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更等をいい、当該変更を行う場合は、地域再生法第7条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を要しないとされています。

## 5 その他

認定地域再生計画で設定したKPIについては、計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、地方公共団体におかれましては、中間目標によって計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

事業の実施状況等から判断し、KPIの見直しが必要と認められる場合には、速やかに当該地域再生計画の見直しと変更認定申請を御検討ください。その際、必要があれば事前相談と併せて御相談ください。

## 【問い合わせ先】

### ○地域再生計画に関すること

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL：03-5510-2475

E-mail：e.chiiki@cao.go.jp

※ 地域再生計画の認定申請（変更認定申請を含む。）については、e.ninetei.c3s@cao.go.jpに送付してください。

### ○事業内容に関すること

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 企業版ふるさと納税担当

TEL：03-6257-1421

E-mail：kigyofurusato@cas.go.jp

※「地方創生関連部局におけるテレワークの実施の強化について」（令和2年4月15日付事務連絡）で既にお知らせしているところですが、国への問い合わせにつきましては、まずは可能な限りメールで行っていただきますようお願いいたします。

## 【添付資料】

- ・ 別添1 地域再生計画・支援措置一覧
- ・ 別添2 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【応援税制のみ】
- ・ 別添3 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金・地方創生応援税制併用】（変更認定申請）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）
- ・ 申請様式等一式

## 地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金と地方創生応援税制の併用の認定回

次のフローに従った認定回において認定申請を行ってください。

## 併用する交付金事業は

今回の募集で申請する  
新規事業 ※1※2

(当該事業に係る地域再生計画を  
作成していない。)

## 継続事業

(当該事業に係る認定済みの地域再  
生計画がある。)

併用に当たって行う事業  
の変更内容は

交付金の実施計画又は施設整備  
計画の変更を要する変更

交付金の実施計画又は施設整備  
計画の変更を要しない変更

## 認定回は

第57回

第57回

第56回

※1 交付金の交付申請を伴う、個別具体的な事業を特定した企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の新規認定申請を行う場合に限り、大括り化した計画を作成する場合は、第56回認定回での認定申請が可能です。

※2 新規事業又は企業版ふるさと納税のみを活用する既認定事業について地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成していただきます。